



面接指導制度の概要について知りたい

制度の概要について知りたい

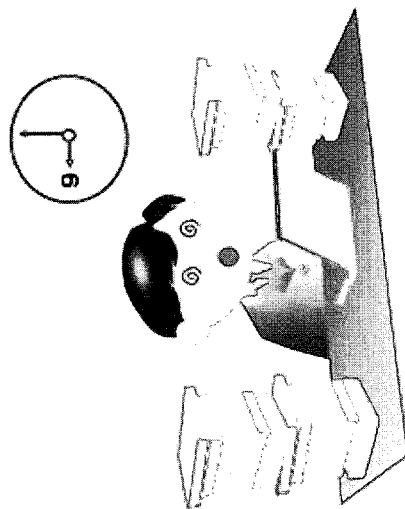
Q1

長時労働者に対する医師による面接指導の実施は、平成 20 年度から、すべての事業場において事業者の義務となるのですか？

Answer

長時労働者に対する医師による面接指導は、平成 20 年度から、小規模事業場においても実施しなければなりません。

労働安全衛生法は、平成 17 年 11 月の改正で、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施義務（同法第 66 条の 8）を新たに規定し平成 18 年 4 月から施行しました。しかし、改正時に公布された附則第 2 条は、平成 20 年 3 月 31 日までは労働者が 50 人未満の小規模事業場については同規定の適用を除外していました。しかし、平成 20 年 4 月 1 日からは、小規模事業場の事業者にも医師による面接指導の実施義務が課せられます。



Q2

過重労働の定義は、どのように決まっていますか？

Answer

労働安全衛生法と関係法規は、「過重労働」という言葉を直接は定義していませんが、医師による面接指導を実施しなければならない労働者を定義しています。そのほか、厚生労働省の労災認定基準（通達）は、「過重な業務」を定義しています。

労働安全衛生法と関係法規（同法第 66 条の 8、労働安全衛生規則第 52 条の 2）は、医師による面接指導を実施しなければならない労働者について、法定労働時間（休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間）を超えて労働させた時間が 1 月あたり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者で面接指導を受ける旨申し出た者と定義しています。ここで、疲労の蓄積については法規による定義はなく、主として労働者の自覚的な症状に基づいて判断することになります。また、労働時間は、実際に労働した時間のことであり、根拠の見解がある場合は、とりあえず面接指導を実施することになっています。

また、「脳血管障害及び虚血性心疾患等（各欄に起因するものを除く。）の認定基準」について（平 13 年 12 月 12 日付け、労発第 1083 号）は、「通常の業務」を「異常な出来事」、「短期間の過重業務」、「長期間の過重業務」に分けて定義しています。ここで、異常な出来事は発症前日、短期間は発症前 1 週間、長期間は発症前 6 ヶ月の業務のことを指しています。特に長期間の過重業務については、労働時間に基づいて具体的に定義しており、法定労働時間を超えて労働させた時間が、発症前 1 月に 100 時間を超えていたか、又は、発症前 2～6 ヶ月のいずれか 2 ヶ月以上の平均で 80 時間を超えていたかどうかを基準にしています。ただし、この基準に達しなくても、「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「出張の多い業務」、「交差労働」新・深夜勤務、「作業環境（品質管理、騒音・時差）」、「精神的な緊張を伴う業務」がある場合は、事例ごとに評価して判断することになっています。

## 研究業績

## 研究業績（平成 19 年度）

### 論文

1. 堀江正知：産業医活動と産業保健政策（その 7）労働時間法制と産業保健、産業医学プラザ 13:38-46、2007
2. 堀江正知：特集 安全衛生委員会の新たな役割、衛生委員会の効果的な運営過重労働対策・メンタルヘルス対策の取り扱い、安全と健康 58（6）:25-28、2007
3. 中島正雄、松丸正、堀江正知、大野正和、三柴丈典：座談会 過労死・過労自殺の効果的対策のあり方、労働法律旬報 1666:6-48、2008
4. 中尾智、堀江正知、川瀬洋平：産業医等による長時間労働者に対する面接指導のための体制の構築に関する研究、健康開発 12(2):25-43、2008
5. 川波祥子、堀江正知：産業医が関わる事業場における長時間労働者に対する面接指導の取組み、産業医学プラザ 15、2008（印刷中）
6. 堤 明純：職場のストレスチェック、心療内科、11：6；404-415、2007
7. 堤 明純：ストレス環境の改善、産業保健 2 1. 48：20-23、2007
8. 堤 明純：ストレス調査、森 晃爾編、産業保健ハンドブック④産業保健のプロセス、労働調査会（印刷中）

### 口演発表

1. 藤井ロナウド健蔵、佐々木直子、堀江正知、筒井隆夫：過重労働による客観的な疲労の検査方法に関する文献調査、第 80 回日本産業衛生学会総会、大阪、産業衛生学雑誌 48（臨時増刊）：P1039、2007
2. 川波祥子、川瀬洋平、佐々木直子、中尾智、新見亮輔、筒井隆夫、寶珠山務、堀江正知：改正労働安全衛生法に基づく長時間労働への面接指導に関する取組みの現状、第 80 回日本産業衛生学会総会、大阪、産業衛生学雑誌 48（臨時増刊）：P1043、2007
3. 川瀬洋平、新見亮輔、中尾智、佐々木直子、川波祥子、筒井隆夫、堀江正知：過重労働に関する判例から見た有用な過重労働対策の検討、第 80 回日本産業衛生学会総会、大阪、産業衛生学雑誌 48（臨時増刊）：P1045、2007
4. Horie S, Kawanami S, Nakao T, Shinmi R, Sasaki N, Kawase Y, Tsutsui T. Supervisory guidance system for prevention of overwork-related diseases: survey among physicians at regional industrial health centers. 18th Japan-China-Korea Joint Conference on Occupational Health, Nagoya, Japan, 2007
5. Kawanami S, Nakao T, Shinmi R, Sasaki N, Kawase Y, Tsutsui T, Horie S. Supervisory guidance system for prevention of overwork-related diseases: survey among occupational health physicians. 18th Japan-China-Korea Joint Conference on Occupational Health, Nagoya, Japan, 2007
6. Shinmi R, Nakao T, Kawase Y, Sasaki N, Kawanami S, Nagano C, Tsutusi T, Horie S. Factors affecting sleeping hours of workers in urban society, 18th Japan-China-Korea Joint Conference on Occupational Health, Nagoya, Japan, 2007

7. Ota A, Masue T, Yasuda N, Tsutsumi A, Mino Y, Ohara H. Repeated Complaints of Insomnia among Middle-aged Japanese Workers. 18th Japan-China-Korea Joint Conference on Occupational Health, Nagoya, Japan, 2007.
8. 中尾智、新見亮輔、川瀬洋平、堀江正知：過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリストの開発。第25回産業医科大学学会総会、北九州、2007
9. 新見亮輔、津上正晃、堀江正知：労働者の生活時間を調査するためのツールの開発。第25回産業医科大学学会総会、北九州、2007
10. 掛井真純、川波祥子、筒井隆夫、堀江正知、津上正晃：産業医や事業者などを対象とした過重労働対策データベースの利用に関する調査研究。第17回日本産業衛生学会産業医・産業看護全国協議会、東京、講演集149、2007
11. 川瀬洋平、中尾智、堀江正知、三觜明：過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリストの開発とその評価、第17回日本産業衛生学会産業医・産業看護全国協議会、東京、講演集148、2007
12. 太田充彦、益江毅、安田誠史、堤明純、三野善央、大原啓志。中高年労働者における過去の仕事への過度の傾注（オーバーコミットメント）と将来の不眠有症の関連。第80回日本産業衛生学会、大阪、2007

#### 健康危機情報

なし

#### 特許、実用新案

出願・登録なし

#### 出版物

産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学：小規模事業場のための過重労働対策・面接指導 Q&A、労働者健康福祉機構福岡産業保健推進センター、福岡、2008

あとがき

## あとがき

本研究は、大学に在籍する研究者とともに、日頃、事業場において産業保健活動に従事している専属の産業医の協力を得て、3年計画で進められた。

本年度は、最終年度として、6班に分かれて12の研究を実施した。「体系的レビュー」班では、科学論文のレビュー、面接指導で有用な調査票の整理、精神疲労を評価する手法の調査、判例データベースの作成、英語総説の和訳を行った。「VE研究」班では、VE (Vital Exhaustion) を使用して、労働者を対象に断面調査を行った。「国際比較研究」班では、先進国の労働時間や研究者による長時間労働の定義などを調査した。「チェックリスト開発」班では、「過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリスト」を開発し、「過重労働に伴う睡眠障害因子改善に関するアクションチェックリスト」も含めて評価した。「システム開発」班では、「生活時間を調査するためのツール」を開発し、「過重労働対策ナビ」の内容を更新した。「小規模事業場における面接指導の推進策の研究」班では、地域産業保健センターの医師が過重労働対策に関する相談を受ける際に活用できるような「小規模事業場における過重労働対策・面接指導 Q&A」を作成した。

過重な業務の負荷による健康影響を予防するには、わが国の産業社会が、その総意として、過重な業務の負荷そのものを解消する努力をあらゆる場面で取り組むことが是非とも必要である。労働衛生分野だけでなく労働基準や職業安定の分野の法制度、市場経済の競争における労働衛生に関する規格や倫理規範、労働時間に関する労働慣行や就業文化、企業の経営における労働力と労働時間の調整、業務契約や営業活動における納期厳守の慣行、人事管理や業務管理における労働時間や工程の管理、労働組合の労働時間に関する方針、一般社会における長時間サービスの追求など、産業保健活動の範疇を超えた取り組みが必要である。

本研究は、このような背景を認識しつつも、産業保健活動として推進できる過重労働による健康影響の早期発見と増悪の予防をめざして、有用な関連情報を整理して、それらを利用するためのツールを開発し、その成果を「過重労働対策ナビ」(<http://www.oshdb.jp>)に公開してきた。これらの成果産業保健の分野を通じて社会に浸透普及することが一つの推進力となり、過重な業務の負荷による健康障害がわが国から一掃されることを願いたい。

厚生労働科学研究費補助金  
労働安全衛生総合研究事業  
平成 19 年度総括研究報告書

長時間労働及び睡眠等の関連要因と発生疾患との総合調査による  
効果的な過重労働対策の確立に関する研究

平成 20 (2008) 年 3 月  
主任研究者 堀江 正知  
〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1  
産業医科大学産業生態科学研究所  
産業保健管理学研究室  
電話 093-691-7407 FAX 093-601-6392

厚生労働科学研究費補助金  
労働安全衛生総合研究事業

長時間労働及び睡眠等の関連要因と発生疾患との総合調査  
による効果的な過重労働対策の確立に関する研究

別冊資料集

主任研究者 堀江 正知

平成 20 (2008) 年 3 月



## はじめに

「長時間労働及び睡眠等の関連要因と発生疾患との総合調査による効果的な過重労働対策の確立に関する研究」（以下、本研究）は、長時間労働とその関連要因によって生じる健康影響に関係する国内外の研究論文、国内の判例、評価や改善の技術、及び社会制度に関する知見を網羅的に収集し、体系的に整理して、職場において労働衛生活動を担当する者、労働者、使用者、産業保健専門職、および関連分野の研究者が幅広く利用できる電子データベースとを構築することを目的として、平成 17 年度から 3 年間、実施した。

平成 17 年 7 月には、本研究で収集した好事例や文書、及び、本研究で開発した資料を過重労働者の健康障害防止を支援するために役立ててもらおうためのデータベースとして「過重労働対策ナビ」(<http://www.oshdb.jp>) をウェブ上に開設し、毎年、情報を更新してきた。その結果、「過重労働対策ナビ」は、ウェブ上で、「過重労働」や「過重労働対策」というキーワードで検索すると上位でヒットするサイトに成長させることができた。

また、本研究では、過重労働による健康影響の早期発見と増悪の予防が適切に推進されていくように、現場の産業保健専門職が実際にできる活動のあり方を多面的に検討して、多くの資料を開発した。

そこで、別冊資料集として、本書に、「過重労働対策ナビ」の主要な画面の概要を紹介するとともに、「生活時間アンケート」、「過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリスト」、「働く人の上手な睡眠のためのチェックリスト」、「過重労働対策のためのストレス調査票フローチャート」、「小規模事業場における過重労働対策・面接指導 Q&A」を収載し、それぞれに関連した報告書の参照頁も付記した。

これらの本研究の成果が、産業医、産業看護職、衛生管理者、健康管理や人事の担当者に広く活用されることを期待したい。また、平成 20 年度から小規模事業場でも展開される面接指導等においても、本研究の成果が有用であることを期待したい。

堀江正知

# 目 次

1	過重労働対策ナビ ( <a href="http://www.oshdb.jp">http://www.oshdb.jp</a> )	1
	インターネットを介した情報提供ツール「過重労働対策ナビ」のアクセス状況 についての調査研究 (総合研究報告書 161 頁)	
2	生活時間アンケート	7
	労働者の睡眠時間に影響を与える生活時間を調査するためのツールの開発 (総合研究報告書 149 頁)	
3	過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリスト	11
	過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリストの 開発と評価 (総合研究報告書 109 頁)	
4	働く人の上手な睡眠のためのチェックリスト	19
	過重労働に伴う睡眠障害因子改善に関するアクションチェックリストの開発 (総合研究報告書 123 頁)	
5	過重労働対策のためのストレス調査票フローチャート	27
	ー産業医のためのストレス調査マニュアルー 過重労働対策に活用可能なストレス調査方法 (総合研究報告書 17 頁)	
6	小規模事業場における過重労働対策・面接指導 Q&A	37
	小規模事業場における医師による面接指導等の実施に関する Q&A の作成と 評価 (総合研究報告書 169 頁)	

# 1 過重労働対策ナビ


1 過重労働対策ナビ (http://www.oshdb.jp)

初期画面

**過重労働対策ナビ**

- ◎ 文献検索
- ◎ アクアコンプレックス
- ◎ 事例集
- ◎ 面接指導体制
- ◎ 文書・書式等
- ◎ 検定等
- ◎ トピックス
- ◎ 関連リンク
- ◎ このサイトについて
- ◎ サイトマップ

**NAVI**



あなたの笑顔が見たいから  
過重労働対策ナビNAVIでは、過重労働対策に関する最新情報を  
簡単に検索できることが得意です。

**文献検索**

タイトル名、ジャーナル名、著者名、症例、キーワードなどで検索。  
「検索」ボタンを押してください。

■ キーワード

BMI  
GHQ  
HRV  
OOL  
CT延長  
T細胞  
うつ状態  
ウェストヒップ比  
カウンセリング  
コルチゾール

■ フリーワード

OR

OR

**検索**

**最新情報**

- 新しくアグロコンプレックストモ公開しました。
- 面接指導体制に、事業所を追加しました。
- トピックスに、平成18年4月

**このサイトは、全国の産業医館により実施された調査研究を通じて得られた過重労働対策についての有用な情報を、無料で提供す**

るものです。→more

◎ 詳細検索はこちらから

Copyright (c) 2005-2006 UOEH IICS. All Rights Reserved.

文献検索画面

**過重労働対策ナビ**

- ◎ 文献検索
- ◎ アクアコンプレックス
- ◎ 事例集
- ◎ 面接指導体制
- ◎ 文書・書式等
- ◎ 検定等
- ◎ トピックス
- ◎ 関連リンク
- ◎ このサイトについて
- ◎ サイトマップ

**NAVI**

あなたの笑顔が見たいから  
過重労働対策ナビNAVIでは、過重労働対策に関する最新情報を  
簡単に検索できることが得意です。

**文献検索**

タイトル名、ジャーナル名、著者名、症例、キーワードなどで検索。  
「検索」ボタンを押してください。

■ キーワード

BMI  
GHQ  
HRV  
OOL  
CT延長  
T細胞  
うつ状態  
ウェストヒップ比  
カウンセリング  
コルチゾール

■ フリーワード

OR

OR

**検索**

◎ 詳細検索はこちらから

Copyright (c) 2005-2006 UOEH IICS. All Rights Reserved.





# 過重労働対策ナビ

# NAVI

① 文庫検索
② 文庫トップ
③ 事例等
④ 調査・統計
⑤ 文庫・目録
⑥ 総説等
⑦ トピックス
⑧ 関連リンク
⑨ 問い合わせについて
⑩ 検索

【総説等】

- 過重労働による健康障害に関する総説等の翻訳
- 長時間労働と健康 (PDF)
- 長時間労働と健康 (カナダ統計局) (PDF)
- 時間外労働と長時間勤務シフト (米国NIOSH) (PDF)

【文書動務との関連】

- 交替勤務時間:8時間と12時間交替体制を比較したレビュー (PDF)
- 交替制勤務、健康、労働時間規制と健康評価 (PDF)
- 交替勤務、危険因子と心血管疾患 (PDF)
- 持続した労働、疲労、睡眠減少および作業成績 (PDF)

【脳・心臓疾患との関連】

- 労働時間と心血管系疾患についての体系的レビュー (PDF)
- 労働時間と脳血管障害との関連についての体系的文献レビュー (PDF)
- 精神社会的な心血管リスク - 女性では2倍の負荷 (PDF)
- 職業性ストレスと心血管疾患 (PDF)

【精神的負荷との関連】

- 労働時間と精神的負担との関連についての体系的文献レビュー (PDF)
- 仕事による精神的な健康と疾病発生を減らすために (PDF)
- 若手医師におけるメンタルヘルス不調 (PDF)

【文献リストの作成について】

- 長時間労働による健康障害に関する最近の文献リストの構築 (PDF)

【総説等】

【文書動務との関連】

【脳・心臓疾患との関連】

【精神的負荷との関連】

【文献リストの作成について】

【総説等】

【文書動務との関連】

【脳・心臓疾患との関連】

【精神的負荷との関連】

【文献リストの作成について】

# 過重労働対策ナビ

# NAVI

① 文庫検索
② 文庫トップ
③ 事例等
④ 調査・統計
⑤ 文庫・目録
⑥ 総説等
⑦ トピックス
⑧ 関連リンク
⑨ 問い合わせについて
⑩ 検索

【関連リンク】

- 公共団体・公益法人
- 厚生労働省トップ
- 厚生労働省 厚生労働統計一覧
- 厚生労働省 統計表データベース
- 総務省統計局
- 法令データベース
- 中央労働災害防止協会
- 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター
- 独立行政法人 労働者健康福祉機構 トップ
- 独立行政法人 労働者健康福祉機構 雇保推進センターの紹介
- 独立行政法人 労働者健康福祉機構 海外勤務者のための総合健康管理施設 (JOHAC)
- 財団法人 労災保険情報センター
- 財団法人 産業医学振興財団
- 学校法人 産業医科大学
- 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
- 財団法人 労働科学研究所
- 社団法人 全国労働衛生団体連合会
- 社団法人 日本作業環境測定協会
- 社団法人 日本医師会
- 社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

【その他】

- 労働時間短縮のすべ
- 労働安全情報センター
- 法理
- 事業場におけるメンタルヘルスリソースレポートページ
- Pub Med (MEDLINE)
- 東京医科大学公衆衛生学講座
- 国立精神・神経センター 精神保健研究所 自殺予防対策支援ページ

【国際機関】

- WHO
- ILO
- IOSH
- NIOSH (USA)
- OSHA (USA)

【総説等】

【文書動務との関連】

【脳・心臓疾患との関連】

【精神的負荷との関連】


【文献リストの作成について】

## 2 生活時間アンケート



2 生活時間アンケート

バナー



**生活時間アンケート**  
産業生態科学研究所

HOME : July 18, 2007

基本情報画面

基本情報についてお答えください

性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
婚姻状況	<input checked="" type="radio"/> 未婚 <input type="radio"/> 既婚
同居人の有無 か	<input checked="" type="radio"/> 一人暮らし <input type="radio"/> それ以外
同居人を扶養して いますか	<input type="radio"/> はい(扶養している) <input checked="" type="radio"/> いいえ(扶養していません)
主な勤務地住所	北九州市八幡東区
職種	選択してください ↓
職位	平社員 ↓
通勤の手段	<input checked="" type="radio"/> 自家用車 <input type="radio"/> それ以外
往復の通勤時間	1時間5分 ↓

振り分けの質問

3月21日(金)の勤務についてお答えください

その日は通常勤務(朝出勤し、夕方～夜退社する勤務)でしたか?  はい  いいえ

翌日は通常勤務(朝出勤し、夕方～夜退社する勤務)でしたか?  はい  いいえ

次へ

「その日は通常勤務でしたか?」が「はい」の場合

→ 調査画面 (通常勤務の場合) へ進む

「その日は通常勤務でしたか?」が「いいえ」の場合

→ 調査画面 (通常勤務以外の場合) へ進む

調査画面 (通常勤務の場合)

3月21日(金)の生活時間についてお答えください

起床時刻は何時何分(24H)でしたか?	7	時	00	分
家を出た時刻は何時何分(24H)でしたか?	8	時	00	分
会社に着いた時刻は何時何分(24H)でしたか?	8	時	15	分
退社時刻は何時何分(24H)でしたか?	17	時	30	分
家に着いた時刻は何時何分(24H)でしたか?	20	時	00	分
就業時刻は何時何分(24H)でしたか?	23	時	00	分
翌日の起床時刻は何時何分(24H)でしたか?	7	時	00	分

3月21日(金)の起床から、今朝の起床までの生活時間について残り時間が0になるようにお答えください。

起床～出勤までの時間について

食事	時間	分
身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、着替えなど)	時間	分
炊事・洗濯・掃除	時間	分
子供の世話	時間	分
季節雑務	時間	分
会話・文読	時間	分
趣味・娯楽・勉強	時間	分
家で仕事	時間	分
その他	時間	分
小計	0	時間 0
残り	1	時間 0

家を出てから、会社に着くまでの時間について

通勤時間	時間	分
食事	時間	分
趣味・娯楽・勉強	時間	分
その他	時間	分
小計	0	時間 0
残り	0	時間 15

操作ガイド

合計が24時間、または残り時間が0になるようにお答えください。  
残り時間が0になりましたら、ページ下部の「送信」ボタンをクリックしてください。

合計	時間	分
残り	時間	分
残り	時間	分

調査画面（通常勤務の場合、つづき）

会社についてから退社までの時間

食事(就業記録)	時間	分
残業時間	時間	分
家事	時間	分
身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、窓かえなど)	時間	分
会話・交際	時間	分
その他	時間	分
小計	時間	分
残り	時間	分

退社後から帰宅までの時間

通勤時間	時間	分
仕事の付き合い	時間	分
食事	時間	分
会話・交際	時間	分
趣味・娯楽・勉強	時間	分
家事	時間	分
その他	時間	分
小計	時間	分
残り	時間	分

帰宅後から就寝までの時間

身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、窓かえなど)	時間	分
食事	時間	分
家事	時間	分
会話・交際	時間	分
趣味・娯楽・勉強	時間	分
家で仕事	時間	分
睡眠	時間	分
その他	時間	分
小計	時間	分
残り	時間	分

調査画面（通常勤務以外の場合）

3月21日(金)の生活時間について合計が24時間に  
なるようにお答えください。

食事(食事)	時間	分
身の回りの用事(風呂、トイレ、洗面、化粧、窓かえなど)	時間	分
仕事(就業記録)	時間	分
残業時間	時間	分
家で仕事	時間	分
仕事のおまわり	時間	分
家事	時間	分
会話・交際	時間	分
趣味・娯楽・勉強	時間	分
睡眠	時間	分
通勤時間	時間	分
休息	時間	分
その他	時間	分
小計	時間	分

送信

操作ガイド

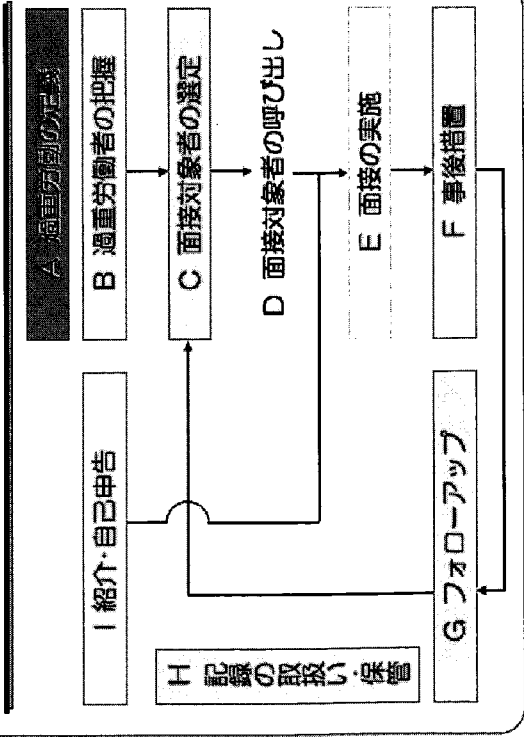
合計が24時間、または残り時間が0になるよ  
うにお答えください。  
残り時間が0になりましたら、ページ下部の  
「送信」ボタンをクリックしてください。

合計	時間	分
残り	時間	分
残り	時間	分

### 3 過重労働者の健康リスクマネジメントのための アクションチェックリスト

# 過重労働者の健康リスクマネジメントのための アクションチェックリスト

## 面接指導体制のフローチャート



独立行政法人労働者健康福祉機構  
産業保健推進センター

# アクションチェックリストの使い方

## ◆構成◆

本冊子は、長時間労働者に対する医師による面接指導体制を構築するため、または面接指導体制の構築を行うためのものです。本冊子の構成は、「アクションチェックリスト」、改善のヒントとして迅速に導いた「解説」、および過重労働対策ナビ（URL: <https://www.oshdb.jp>）上の事例から作成した「ヒント事例」の3つの部分からできています。「解説」では、法令関連で示されている内容のポイントが、法令の内容は黒色、解説の内容は灰色、その他は背景で色分けされて記載されています。また、「ヒント事例」では、具体的な事例が記載され、これを参考にしながら面接指導体制の構築や確認ができます。さらに、詳細な事例は、ヒント事例にリンクした WEB の過重労働対策ナビ上で閲覧することができます。

## ◆使い方◆

**過重労働者の健康リスクマネジメントのためのアクションチェックリスト**

項目	チェック項目	チェック結果	備考
A	過重労働者の把握が完了している	○	
B	面接対象者の選定が完了している	○	
C	面接対象者の呼び出しが完了している	○	
D	面接の実施が完了している	○	
E	事後措置が完了している	○	
F	フォローアップが完了している	○	
G	記録の取扱い・保管が完了している	○	

- 面接指導体制の構築を行う場合、現在の面接指導体制が各アクション項目で「不十分である」、または、「改善の余地がある」と感じた場合には、「不十分である」の欄に○をつけて下さい。また、「できていない」の欄に○をつけて下さい。
- すべてのアクション項目にチェックが降りたら、「不十分である」に○がついている項目のうち優先的に改善を行う項目について、「優先する項目」の欄にチェックをつけて下さい。なお、チェックの数に制限はありません。
- 優先する項目にチェックがついているアクション項目から、「改善のヒント」の解説や事例を参考に、面接指導体制を改善して下さい。
- 参考事例について、さらに詳細な事例を閲覧したい場合は、「過重労働対策ナビ（URL: <https://www.oshdb.jp/>）」上で閲覧できます。